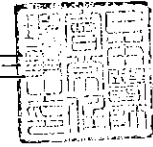


(保 44) F  
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石 井 正 三



平成 28 年熊本地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

平成 28 年熊本地震（以下「地震」）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理につきましては、平成 28 年 4 月 19 日付（保 21）Fにてご連絡申し上げているところであります。

今般、地震等の影響から診療録等が滅失又は棄損し、労災請求等を請求することが困難な労災指定医療機関に対して、別添のとおり特例措置が厚生労働省労働基準局長より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・平成 28 年熊本地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて  
（平 28. 4. 28 基発 0428 第 1 号 厚生労働省労働基準局長）

基 発 0428 第 1 号  
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

平成 28 年熊本地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

平成 28 年熊本地震（以下「地震」という。）による被災に関する労災診療費等の請求の事務については、地震等の影響から診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関に対し、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 平成 28 年 4 月診療分に係る労災診療費等の請求について

平成 28 年 4 月診療分に係る労災診療費等の請求については、地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（1）又は（2）の場合において下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。

- （1）今回の地震により、診療録等を滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）は、平成 28 年 4 月 14 日以前の診療等分について特例請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、同年 4 月 15 日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

- （2）災害救助法適用地域に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であつて、平成 28 年 4 月 15 日以降に診療を行ったものについては、当該医療機関の状況にかんがみ、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合に、同月 1 か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

## 2 特例請求を行う場合の取扱いについて

(1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年5月13日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。

### (2) 特例請求額の算出方法

原則として、平成27年12月診療等分から平成28年2月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1（2）の請求を行う医科に係る労災保険指定医療機関のみ）ため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成28年4月の入院、外来別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

(※) 上記1（1）の請求を行う指定医療機関等については、平成28年4月14日までの診療実日数。

#### ① 入院分

平成27年12月～平成28年2月 入院分労災診療費等支払額		平成28年4月の入院診療 実日数（※）
<hr/>	×	
91日		

#### ② 外来分

平成27年12月～平成28年2月 外来分労災診療費等支払額		平成28年4月の外来診療 実日数（※）
<hr/>	×	
70日		

③ 平成 28 年 4 月 15 日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）

$$\begin{array}{r} \text{平成 27 年 12 月} \sim \text{平成 28 年 2 月} \\ \text{入院分労災診療費等支払額} \\ \hline 91 \text{ 日} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{平成 28 年 4 月 15 日以降} \\ \text{の入院診療実日数} \end{array} \times 0.05$$
  
$$+ \begin{array}{r} \text{平成 27 年 12 月} \sim \text{平成 28 年 2 月} \\ \text{外来分労災診療費等支払額} \\ \hline 70 \text{ 日} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{平成 28 年 4 月 15 日以降} \\ \text{の外来診療実日数} \end{array} \times 0.058$$

(3) 上記 1 (1) に該当する指定医療機関等であって、上記 1 (2) に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局等に提出すること。

(4) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって平成 28 年 4 月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成 28 年 4 月診療分（5 月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する指定医療機関等に限り、平成 28 年 5 月 13 日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 5 月診療分及び 6 月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについて

5 月診療分及び 6 月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについては別途指示すること。

5 その他

(1) 特例請求の機械処理等に当たったの詳細については、別途指示するところによること。

(2) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

## 労働者災害補償保険診療費等特例請求書（平成 28 年 4 月診療分）

平成 28 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 1 号「平成 28 年熊本地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成 27 年 12 月から平成 28 年 2 月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成 28 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関等の番号 \_\_\_\_\_

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (        -        )

住所 (所在地)

名 称

責任者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号 (        -        -        )

\_\_\_\_ 労働局長 殿

### 1 特例請求（該当する番号に「○」をお願いします。）

① 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、4月14日以前の診療等分について特例による請求を行うもの（4月15日以降は通常の手続きによる請求）。

② 災害救助法適用地域に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、4月15日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、4月の1ヵ月分を通して特例による請求を行うもの。

### 2 平成 28 年 4 月の診療実日数

(1) 1の①に該当する医療機関等

外来診療実日数 \_\_\_\_ 日間（14日以前） 入院診療実日数 \_\_\_\_ 日間（14日以前）

(2) 1の②に該当する医科に係る医療機関

外来診療実日数 \_\_\_\_ 日間（14日以前） 入院診療実日数 \_\_\_\_ 日間（14日以前）

外来診療実日数 \_\_\_\_ 日間（15日以降） 入院診療実日数 \_\_\_\_ 日間（15日以降）